

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「総務厚生センターの所長及び所長補佐」を「総務厚生センターの所長及び所長補佐 文化財保存事務所の所長及び所長補佐」に改め、同表教育委員会事務局の項中「主任調整員 文化財保存事務所の所長及び所長補佐」を「主任調整員」に改める。

別表第二外国人支援センターの項中「総務室長 留学生交流室長」を「総務・留学生交流室長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。